

入札公告

次の工事を、一定の条件を付した公告により競争入札への参加者を募るとともに、指名基準に基づく競争参加者を指名することで競争性の更なる確保を目的とした条件付一般競争入札方式(指名併用型)に付します。

平成30年4月11日

(契約責任者)西日本高速道路株式会社 関西支社

支社長 村尾 光弘

1. 工事概要

- (1) 工事名 近畿自動車道 長原IC他1箇所管理施設新築工事(不落札協議対象)
- (2) 工事場所 自)大阪府大阪市平野区长吉
至)大阪府松原市別所町
- (3) 工事内容 本工事は、近畿自動車道 長原IC及び阪和自動車道 松原ICにおいて管理施設の新築、改修を行うもので附帯する電気・機械設備を含むものとする。

(4) 工事概算数量

【長原IC】

料金所棟 内部改修 S造 平屋建 307m²

事務所棟 新築 S造 平屋建 132m²

機械整備室棟 新築 S造 平屋建 93m²

通信機械室棟 新築 S造 平屋建 38m²

トールゲート棟 改修 S造 平屋建 99m²

トールアイランド 改修 1式

【松原IC】

料金所(メイン)棟 新築 S造 平屋建 288m²

料金所(サブ)棟 新築 S造 平屋建 139m²

通信機械室(サブ)棟 新築 S造 平屋建 38m²

トールゲート棟 新築 S造 平屋建 108m²

トールアイランド 新築 S造 平屋建 108m²

トールアイランド 改修 1式

下水道接続 2箇所

- (5) 工期 契約締結日の翌日から300日間

(6) 担当部署

西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課 課長代理 小林 克寿

〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1-13 電話06-6344-9241

- (7) 本工事は、全ての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

- (8) 上記(7)の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。

ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (1 0) 本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された工事費内訳書その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

- (1 1) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。

入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認(以下「技術確認」という。)を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

- (1 2) 本工事は、工事競争参加者募集・選定表にかかわらず工事有資格者を募集している。

2. 指名通知の実施等に関する事項

- (1) 指名通知の日

平成 3 0 年 4 月 1 0 日

- (2) 指名基準

建築工事に有資格業者

指名通知の日において、平成 2 9 ・ 3 0 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち、「建築工事」の資格を有し、かつ、「等級 A 又は等級 B」に格付けされていること。

不誠実な行為の有無

指名通知の日において、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成 1 7 年要領第 9 6 号)」に基づき、「地域 1」において、指名停止を受けていないこと。

審査基準日以降における経営状況

指名通知の日において、会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けている場合は除く。

履行成績

西日本高速道路株式会社が発注した工事で指名通知の日の前年度から起算した過去 2 年間に完成・引渡しが完了した上記(2) に示す工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 6 5 点未満でないこと。

本工事に対する地理的条件

施工府域内(大阪府)における建設業法の許可に基づく本店を有すること

本工事における技術的特性

指名通知の日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。)

鉄骨造で延べ床面積100m²以上の建築物を新築した工事

審査基準日以降における安全管理の状況

指名通知の日において、支社等の発注工事等について、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められないこと。

審査基準日以降における労働福祉の状況

賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当でないこと。

契約不適格者

指名通知の日において、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加資格等に関する事項

(1) 非指名者の競争参加資格

非指名者のうち下記の、のいずれかに該当する場合は、本工事に関する競争参加資格確認申請書及びその他確認資料(以下「申請書等」という。)を提出することができ、契約責任者により競争参加資格があると認められた場合、競争入札に参加することができる。

なお、この場合、上記2.(2)のうち及びにおける「指名通知の日」は「開札の日」と、及びからにおける「指名通知の日」は「競争参加資格確認申請書の提出期限の日」と、における「指名通知の日」は「公告の日」と読み替えるものとする。

上記2.(2)(指名基準)のから及びからのすべてを満たし、かつ、下記(2)のからの条件を満たす者。

特定建設工事共同企業体を構成する場合は、上記2.(2)(指名基準)のから及びからのすべてを満たし、かつ、下記(2)の全ての条件を満たす者。

(2) 非指名者の競争参加資格条件

本工事に、次に掲げる基準を満たす専任の技術者を配置できること。

イ 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

ロ 主任技術者又は監理技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

上記2.(2)における施工実績が、次に掲げるものでないこと。

イ 西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあつては、評定点合計が65点未満のもの

ロ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評価が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないもの

本工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる全ての事項を満たしていること。

イ 各構成員が本工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実に円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ 各構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本工事に専任で配置できること。

ハ 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。

ニ 各構成員の出資比率が30%以上であること。

ホ 代表者は、上位等級の者とする事。

特定建設工事共同企業体を構成する場合は、上記2.(2)(建築工事有資格者)にかかわらず、開札時に、「等級Aと等級B」に格付けされている2者で構成された特定建設工事共同企業体であること。

特定建設工事共同企業体を構成する場合は、上記2.(2)(本工事の技術的特性)にかかわらず、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が、平成15年度以降に元請として完成及び引渡し完了した「イ」の施工実績を有し、代表者以外の構成員は、平成15年度以降に元請として完成及び引渡し完了した「ロ」の施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。)

イ 施工実績

鉄骨造で延べ床面積100m²以上の建築物を新築した工事

ロ 施工実績

・鉄骨造の建築物を新築した工事

入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

4. 非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成30年4月11日(水)から平成30年4月26日(木)まで(土曜日、日曜日(以下「休日」という。)を除く)

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「181001011」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記1.(6)の場所において入手することができる。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成30年4月12日(木)から平成30年4月26日(木)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記1.(6)に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送(1)すること。

- 1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のもの。

その他

- ・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。
- ・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成30年5月14日(月)までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。
- ・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
- ・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成30年5月28日(月)までに持参、郵便(書留に限る)又は託送の方法により、上記1.(6)の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

5. 指名業者及び非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札書提出の期限、場所及び方法

提出期限：平成30年6月11日(月)午前11時00分まで(ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は託送による入札については、期限までに上記1.(6)へ必着させること。)

提出場所：上記1.(6)に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送すること。

(2) 開札の日時及び場所

開札日時：平成30年6月12日(火) 午後1時30分

開札場所：上記1.(6)の1階入札室

6. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札予定者とし、その者が提出した工事費内訳書を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 低入札価格調査

上記(4)ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、最低の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

(6) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(7) 入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(8) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(9) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンス等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(10) 手続における交渉の有無 無

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(13) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記1.(6)に同じ。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(1)により

申請書等を提出することができるが、本工事の競争入札に参加するためには、上記４.(２)の申請書等の提出を行った上で契約責任者により競争参加資格があると認められ、かつ、開札時において上記２.(２)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(１５)入札指名通知を受けた者が特定建設工事共同事業体により本工事の入札に参加する場合は、上記３.に関する特定建設工事共同事業体による申請書等を上記４.(２)により提出し、その後、契約責任者に競争参加資格があると認められなければならない。なお、特定建設工事共同企業体による申請書等を提出した場合は、入札指名通知書に基づく単体での入札参加を辞退したものと見做す。

(１６)詳細は入札説明書による。

以 上